配宿準備三重とこわか国体配宿準備業務委託仕様書

１　委託業務名

三重とこわか国体配宿準備業務委託

２　業務の目的

第 76 回国民体育大会における大会参加者等が宿泊する営業宿泊施設（旅館業法第３条第１項の規定により営業の許可を受けているホテル、旅館、簡易宿所。以下「宿泊施設」という。）の宿泊料金等を調査の上、公益財団法人日本スポーツ協会等との協議を図るため、第 76 回国民体育大会における宿泊料金原案等を作成する。

また、配宿業務を円滑に推進するための、宿泊施設情報のデータベースを作成するとともに、本県の配宿に向けたさまざまな課題への支援方法を提案する。

３　履行期間

契約締結の日から平成 31 年２月 28 日（木）まで

４　業務の対象区域

本業務に係る調査の対象とする地域は、三重県内とする。

５　委託業務の内容

（１）宿泊料金調査報告書の作成

①　宿泊施設状況調査の実施

ア　調査対象

平成30年６月現在、旅館業法の許可を受けて三重県内で営業する宿泊施設（風紀上支障のある施設、廃業施設等を除く）

イ　調査内容

・宿泊施設設備状況、国体提供意向客室数等

宿泊施設名、所在地、連絡先、施設区分、客室形態、付帯サービス状況、設備状況、国体提供意向等を調査する。

・宿泊料金等

客室形式別の平日・休前日における１泊２食・１泊朝食・１泊素泊り別の宿泊料金体系を調査する。

・バリアフリー状況等

玄関、共同トイレ、客室内トイレ、多目的トイレ、共同浴場、客室内浴場等におけるバリアフリー状況等を調査する。

ウ　調査方法

受託者（以下「乙」という。）は、第 76 回国民体育大会三重県準備委員会（以下「甲」という。）と協議の上、調査要領、調査票（参考資料１）及び調査対象宿泊施設一覧を作成し、調査対象宿泊施設へ郵送等により調査を実施する。

乙は、各未回答施設に１回以上、電話、ＦＡＸ、メール等により回答を促し、回答率の向上を図る。

② 宿泊料金に関する調査内容の集計等

ア 宿泊料金区分（参考資料２）に応じた集計

乙は、甲と協議の上、宿泊料金区分に応じた収容人数、宿泊施設数や平均宿泊料金等の集計表（県・会場地市町別）を作成し、集計する。

イ 宿泊施設別に適用する単一宿泊料金（案）の作成

宿泊施設別単一宿泊料金については、算定方法（具体的な算出根拠）もあわせて提案する。

③ 宿泊料金原案の提案

乙は、甲と協議の上、公益財団法人日本スポーツ協会及び第 76 回国民体育大会三重県準備委員会宿泊専門委員会（以下「宿泊専門委員会」という。）での協議を行うため、下記 11(2)①記載の中間報告時点（平成 30 年 12 月 21 日）のデータを基にした宿泊料金原案を提案する。

提案にあたっては、宿泊料金原案の具体的な根拠資料等もあわせて作成する。

（２）宿泊施設データベースの作成

乙は、甲が平成 29 年４月までに実施した「宿舎に関する調査」（参考資料３）の結果及び上記「宿泊施設状況調査」の結果を反映した宿泊施設データベースを作成する。

甲は、乙に「宿舎に関する調査」の結果を提供するものとする。

（３）配宿に向けた支援方法等の提案

乙は、配宿に向けた支援方法等に関し、以下の項目に応じた提案を行うとともに、必要に応じて、資料等を作成する。

① 宿泊施設充足対策の効果的な実施方法
② 参加区分別、競技別の配宿特性を考慮した仮配宿の実施方法
③ 負け帰り対策についての考え方
④ 県と市町との打合せに出席する等の効果的な支援方法
⑤ その他、大会参加者等の配宿に関すること

（４）必要に応じた会議支援

乙は、甲から要請があった時には、宿泊専門委員会で使用する資料の作成及び説明を行う。

６ 業務実施計画書の提出

業務着手時の打ち合わせ会議時に、納期までに委託業務を完了するための事業計画書（各業務の実施時期・期間、連絡先、実施体制等）を提出する。

７ 打ち合わせ会議等の開催

（１）開催回数

本業務における協議及び打ち合わせのため、業務着手時、中間打ち合わせ（３

回)、成果品納入時の計５回程度、会議を開催する。

なお、中間打ち合わせの回数は、甲と乙が協議の上、変更できるものとする。

（２）開催場所

会議の開催は、三重県合同ビルを基本とする。

（３）その他の留意事項

① 各打ち合わせにおいては、乙作成の資料及び甲が必要とする情報や関連資料を必要部数準備することとする。

② 各打ち合わせの結果を報告書として、すみやかに提出し、甲の確認を得ることとする。

③ 業務実施計画書及び打ち合わせ結果については、下記 11(1)②宿泊施設データベースの成果品である CD±R（RW）又は、DVD±R（RW）に格納することとする。

８ 権利義務の譲渡等

乙は、契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承してはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

９ 業務実施にあたっての留意事項

（１）乙は、業務全般の管理監督及び甲との調整を行う統括責任者を置くとともに、本業務に関し十分な知識、経験を有する者をもって適切に業務を実施すること。

（２）本業務の実施にあたっては、別紙１「第 76 回国民体育大会　宿泊基本方針」及び別紙２「第 76 回国民体育大会　宿泊基本計画」、別紙３「第 76 回国民体育大会宿泊施設充足対策要項」に留意するものとする。

（３）本業務の実施にあたっては、本県の地域特性を考慮すること。

（４）乙は、本業務の進捗状況に応じて、甲に随時報告すること。

（５）乙は、本業務の実施に伴い、必要な関係行政機関等への各種申請を行うこと。

（６）乙は、本仕様書等に基づき作業が完了した後、甲による納品検査を受けなければならない。

この検査において成果品に不備な点や瑕疵が発見された場合は、乙は速やかに自己の負担において指定期日までに成果品を修正し、甲による再検査を受けなければならない。

（７）検査終了後においても、成果品に不備な点が発見された場合は、乙は同様の処置をしなければならない。

（８）個人情報を取り扱う場合は、別紙４「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守するとともに、個人情報保護に関する法令等を遵守しなければならない。

（９）本業務の実施にあたり、他の個人や団体等の著作に係る文献や資料等を引用する場合には、乙において著作権者の了解を得た上で、引用した文献等の名称を明記すること。

(10) 本業務遂行に際して知り得た情報については、事前に甲の書面による承諾を得ることなく、他の目的での利用及び第三者若しくは本業務に携わる人員以外に開

示、漏えいしてはならない。

(11) 乙は、対象となる宿泊施設との折衝において、トラブルの防止に努めるとともに、トラブルが生じた場合は、乙の責任により対処しなければならない。

(12) 別途、必要な資料がある場合は、甲が確認の上、貸与するものとする。

(13) 本業務に関する詳細については、乙の決定後に甲と乙の間で締結する委託契約書において定めるものとする。

(14) 甲が組織改正を行い、それに伴って名称変更した場合は、名称変更後の組織に契約上の権利、義務が帰属するものとする。

10　著作権等

本業務の成果品は、すべて甲に帰属するものとし、乙は甲の承諾なく成果品を第三者に公表、貸与及び使用させてはならない。

乙が本業務のために作成した各種資料等の著作権は、甲に帰属するものとする。なお、甲に組織改正による変更があった場合は、その著作権は変更後の組織に、組織の解散があった場合には、三重県に帰属する。

11　成果品の納入

本業務の成果品は、以下のとおり納入するものとする。

（１）成果品

①　宿泊料金調査報告書(宿泊料金原案を含む)

ア　製本版

【規格】Ａ４縦版

【部数】 40 部〈中間報告：３部〉

イ　データ版

【規格】CD±R（RW）又は、DVD±R（RW）

マイクロソフト社製 Word・Excel 等により編集可能な形式

【部数】３部〈中間報告１部〉(枚)

②　宿泊施設データベース

ア　製本版

【規格】Ａ４縦版（Ａ３折込可）

【部数】５部

イ　データ版

【規格】CD±R（RW）又は、DVD±R（RW）

マイクロソフト社製 Word・Excel 等により編集可能な形式

【部数】３部（枚）

③　配宿に向けた支援方法等の提案

ア　製本版

【規格】Ａ４縦版（Ａ３折込可）

【部数】５部

イ　データ版

【規格】CD±R（RW）又は、DVD±R（RW）

マイクロソフト社製 Word・Excel 等により編集可能な形式

【部数】３部（枚）〈上記②イに格納可〉

④　必要に応じた会議支援資料

ア　データ版

【規格】CD±R（RW）又は、DVD±R（RW）

マイクロソフト社製 Word・Excel 等により編集可能な形式

【部数】３部（枚）〈上記②イに格納可〉

（２）納入期限

①　平成 31 年　２月 28 日（木）：宿泊料金調査報告書(宿泊料金原案を含む)

※中間報告（最終版に近い精度のもの）として、平成 30 年 12 月 21 日（金）に製本版３部、データ版１部を納入すること。

②　平成 31 年　２月 28 日（木）：宿泊施設データベース

③　平成 31 年　２月 28 日（木）：配宿に向けた支援方法等の提案

④　平成 31 年　２月 28 日（木）：必要に応じた会議支援資料

（３）納入先

〒514-0004　三重県津市栄町１丁目 891　三重県合同ビル　４階

第 76 回国民体育大会三重県準備委員会事務局　運営調整課　宿泊・輸送班